**平成２５年（フ）第９７号**
埼玉県新座市大和田１丁目21番38号
破産者　伊藤建築こと　伊藤　達男
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第９８号**
埼玉県新座市大和田１丁目21番38号
破産者　伊藤　栄子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３５号**
千葉県山武郡横芝光町栗山553番地10
破産者　實川　秀和
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第１６７号**
千葉県香取郡多古町坂1004番地
破産者　越川　俊明
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第１７１０号**
横浜市鶴見区駒岡４丁目23番49号
破産者　青木　忠勝
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８３号**
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目９番６―106号
アステル三友壱番館
破産者　眞田　英明
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１６０号**
長野県中野市大字安源寺782番地
破産者　市村　　勝
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２４３号**
長野市大字鶴賀字中川原1142番地２、住民票上の住所長野市大字鶴賀上千歳町1138番地
破産者　越山　はる
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２２７号**
大阪府吹田市豊津町13番36―601号、開始決定時大阪府吹田市江坂町１丁目13番38―1102号
破産者　土井　　治
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９６６号**
大阪市淀川区加島４―11―15、住民票上の住所名古屋市中区大須１丁目24番45号　藤和シティホームズ大須903号
破産者　滝本　令就
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８０２号**
大阪府茨木市西福井２丁目12番15号
破産者　阪西　和宏
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６４８４号**
大阪府八尾市南木の本７丁目115番地
破産者　辰巳　幸弘
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３５９号**
大阪府枚方市春日東町２丁目３番５―403号
破産者　井上建装こと　井上　公一
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６７号**
大阪市北区大淀中１丁目11番４―1006号
破産者　小松　照和
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６９号**
大阪府門真市新橋町16番15号　新橋ハイツ213号、住民票上の住所大阪府門真市深田町８番４号
破産者　山﨑建装こと　山﨑　　明
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７７号**
大阪府茨木市鮎川４丁目28番２号　スターハイツ鮎川102号
破産者　松尾自動車こと　松尾　髙志
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３９８号**
大阪府枚方市藤阪元町２丁目５番17号、住民票上の住所大阪府枚方市長尾谷町２丁目２番地の１　711
破産者　辻　　洋子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４０７号**
大阪府東大阪市永和２丁目24番23号
破産者　的場　親史
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４６６号**
大阪市住之江区南加賀屋２丁目１番29―802号
破産者　矢野　早苗（旧姓金田・丹治）
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部